

県費負担教職員制度について

- ① 市(指定都市除く)町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるが、設置者負担の原則の例外として、その給与については都道府県の負担とし、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図る。
- ② 身分は市町村の職員としつつ、都道府県が人事を行うこととし、広く市町村をこえて人事を行うことにより、教職員の適正配置と人事交流を図る。

文部科学大臣

教職員給与の1/3を負担
(義務教育費国庫負担法第2条)

都道府県教育委員会

(市町村立学校教職員給与負担法第1条)

教職員の給与の負担

(地教行法第37条)
教職員の任命

市町村教育委員会
(指定都市除く)

人事の内申
(地教行法第38条)

教職員の服務監督
(地教行法第43条)

設置・管理
(地教行法第21条第1号)

校長による意見の申出
(地教行法第39条)

市町村立学校
(指定都市除く)
教職員
(県費負担教職員)

(注)地教行法...地方教育行政の組織及び運営に関する法律

※指定都市は、教職員の任命、給与負担、服務監督及び学校の設置・管理を一元的に行い、教職員給与費の1/3を国が負担。